

第七期品川区介護保険事業計画

(いきいき計画21) の骨子(案)

【2018(平成30)年度～2020(平成32)年度】

—もくじ—

1. 第七期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方	1
2. 品川区の高齢者の状況	3
3. 第七期に推進する7つのプロジェクト	6
プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと環境の整備	
プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実	
プロジェクト3. 介護保険サービスの充実	
プロジェクト4. 認知症高齢者を支える施策の推進	
プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進	
プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上	
プロジェクト7. 福祉人材の確保、育成	
4. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料	14

1. 第七期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方

品川区基本構想と第七期品川区介護保険事業計画

品川区基本構想では、環境の変化と普遍の価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するため、3つの理念と5つの都市像を示しています。

福祉分野では、5つの都市像のうち「みんなで築く健康・福祉都市」を実現するため、「区民の健康づくりを推進する」「高齢者福祉の充実を図る」「障害者福祉の充実を図る」「地域福祉を推進する」という4つの基本方針の下、様々な施策に取り組んでいます。

第七期介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画を包含した計画として、品川区基本構想や長期基本計画、品川区地域福祉計画など関連する計画との整合性を図り、高齢者が安心して暮らせる福祉の充実をめざした具体的な計画として策定します。

【品川区基本構想】

【将来像】

輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

【3つの理念】

- ①暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- ②伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- ③区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

【5つの都市像】

- ①だれもが輝くにぎわい都市
- ②未来を創る子育て・教育都市
- ③**みんなで築く健康・福祉都市**
- ④次代につなぐ環境都市
- ⑤暮らしを守る安全・安心都市



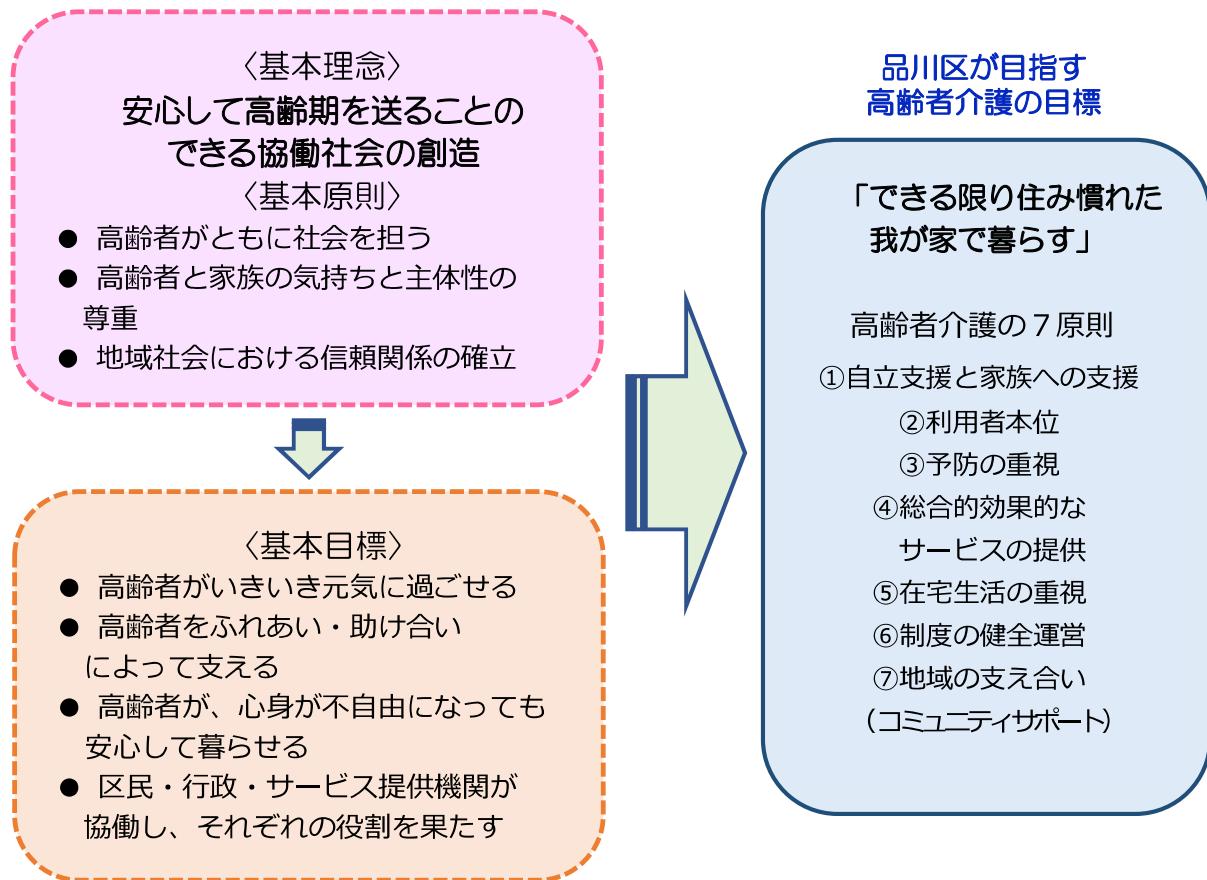
(介護保険事業計画は老人福祉法に定める老人福祉計画を含む)

計画の理念と目標

品川区では「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべきあり方として定めています。

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても住み慣れた我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立てられるようにしていきます。

【計画の基本理念・基本原則・基本目標】



第七期の計画期間と重点課題

(1) 第七期の計画期間

2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間

これまでの実績を踏まえ、今後3年間において取り組む課題と、その解決に向けた施策や介護基盤整備の方針、さらに介護サービス事業量の見込みと第1号被保険者の保険料について定めます。また、団塊世代が後期高齢者となる2025(平成37)年度を見据えた推計も記載します。

(2) 第七期の重点課題

地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進

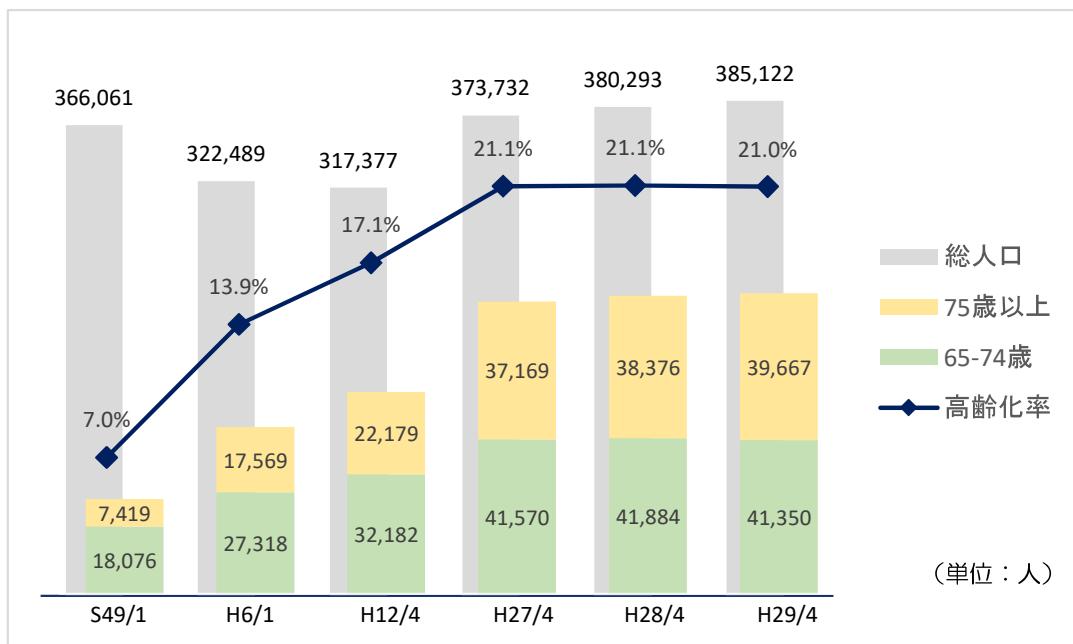
品川区は、介護保険制度の保険者として、引き続き公平・公正な運営に努めるとともに、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援の基盤整備と、区民・関係機関・区の協働や連携による支え合いのしくみづくりを進めます。

区民や地域の多様な主体が「自分のこと」として当事者意識を持って参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、ともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2. 品川区の高齢者の状況

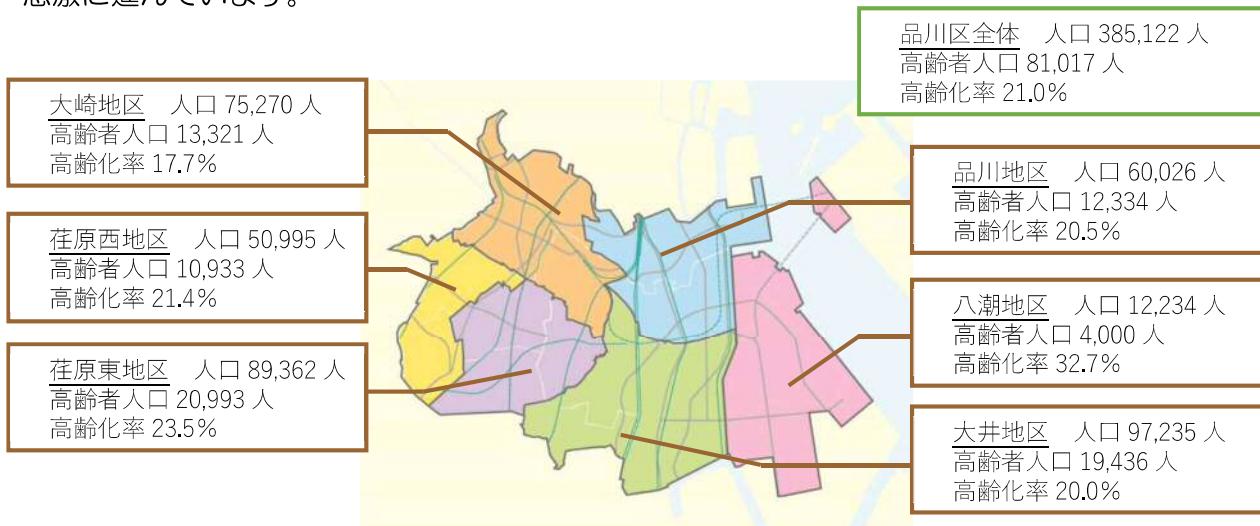
1. 品川区における高齢者の現状

品川区では総人口の増加率を上回るペースで高齢者人口が増えており、2012（平成24）年度に高齢化率は20%を超え、区民の5人に1人は65歳以上の高齢者となっています。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、さらに高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の比率が高くなることが見込まれています。



2. 地区別の高齢者人口と高齢化率

地区別の高齢化率は、品川、大井、荏原西の各地区では、概ね平均となっており、荏原東地区はやや高めで推移しています。特に、大崎地区では再開発等による若い世代の流入から低下している一方、八潮地区は大規模団地が造成された時期に入居した方が高齢世代に入っており、急激に進んでいます。



※2017（平成29）年4月1日現在

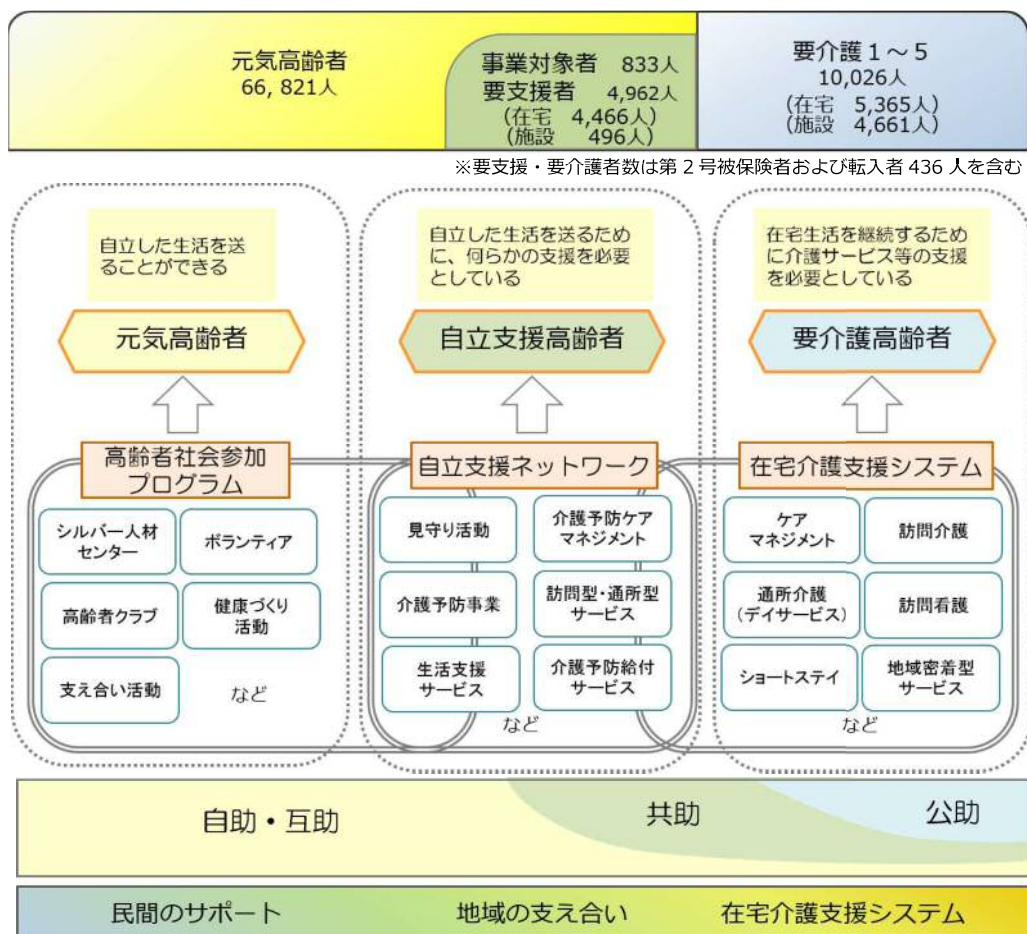
3. 高齢者を支える3つのしくみと課題

一口に高齢者といっても、60代から100歳超と年代の幅も広く、心身状況、世帯や生活の状況、価値観などは多様です。こうした状況を踏まえ、品川区では、概ね高齢者の心身状況に応じて、「元気高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれ「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」の3つの支援のしくみを構築しています。

高齢者の3つの類型に対応した相談・ケアマネジメント体制を整備して、個々の事例においては、ニーズに応じたきめ細かな支援やサービスの調整、提供を行っています。

支援やサービスには、自助、互助、共助、公助^(注)による様々なものがありますが、第七期においては、従来から推進してきた“地域のさまざまな相互支援活動”、区民・関係機関・区の協働や連携による“地域で支えるしくみづくり”をさらに発展させ、“地域包括ケアシステム”を確立していきます。

【高齢者を支える3つのしくみ】 第1号被保険者数：82,206人（2017（平成29）年10月1日）



(注) 自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入

互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労

共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス

公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止

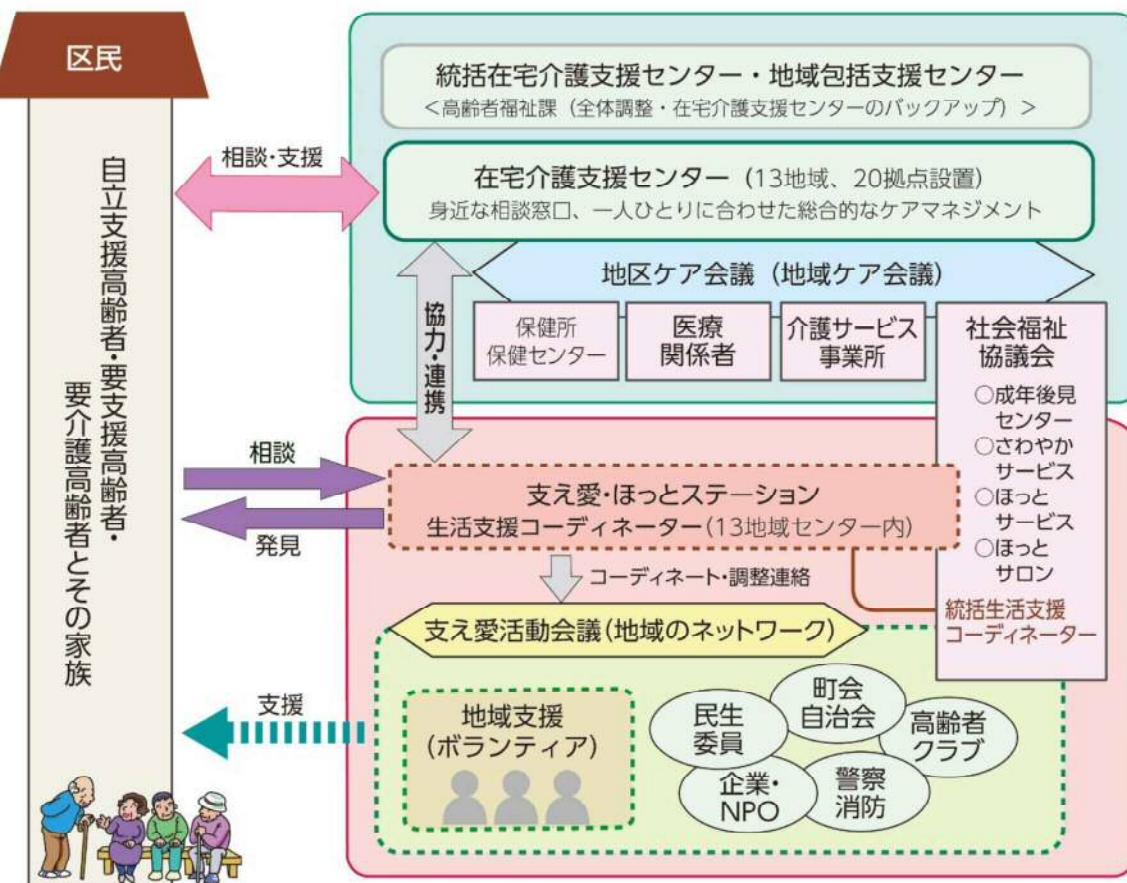
4. 課題解決に向けた体制の強化

品川区においては、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるように、介護保険制度創設前から在宅介護支援センターを核とした、自立支援高齢者・要介護高齢者とその家族に対する相談やケアマネジメントの体制を整備していました。今後も、品川区はケアマネジメントの質の向上に取り組み、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止のために、医療、介護、介護予防、福祉、生活支援等のサービスを日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供していきます。

さらに、2011（平成23）年から「支え愛・ほっとステーション」を順次開設し、2017（平成29）年には全13地区の地域センターへと展開し、区の委託を受けた社会福祉協議会が生活支援コーディネーターを配置しています。

この体制整備により、今後は、在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションを切れ目のない総合的な相談体制の両輪として、地域包括ケアシステムの強化を図ります。多様化する区民のニーズに対応して、きめ細かな相談・ケアマネジメント・コーディネートを行い、必要な場合は地域の支援やサービスへつなぎます。

【在宅介護支援システムと支え愛・ほっとステーション】



3. 第七期に推進する 7つのプロジェクト

7つの推進プロジェクト

第七期においては重点課題「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」の解決を図るため、以下の 7つのプロジェクトを推進します。

プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと環境の整備

地域におけるワンストップの相談窓口を区全域に整備するとともに、地域との協働による支え合いのネットワークを整備して、高齢者が安心、安全に生き生きと生活できる環境を創ります。

プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせる期間の延伸を支援します。

プロジェクト3. 介護保険サービスの充実

認知症や障害、病気等により、要介護度が中重度になっても、本人、家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

プロジェクト4. 認知症高齢者を支える施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人と家族が安全に安心して地域で生活できるよう地域ぐるみで支援します。

プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人、家族の意思を尊重しながら、医療職、介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家での生活の継続が難しくなったときのセーフティネットとして、多様な入所・入居系施設の整備検討を進めるとともに、施設の自主的なサービスの質の向上を支援します。

プロジェクト7. 福祉人材の確保、育成

地域包括ケアを一層推進するとともに、介護サービス等を安定的に供給するため、多様な福祉人材の確保、育成の方策を検討、実施するとともに、住民の地域福祉への参画を推進します。

3. 第七期に推進する 7つの推進プロジェクト

■ プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと環境の整備

(1) 社会参加活動の推進

高齢者の豊かな知識や経験を活かした社会参加活動として、「高齢期の働き方」に配慮した就業支援や地域活動、ボランティア活動メニューの充実を図ります。

- 就業機会の充実

- 趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進

(2) 地域に根ざした支え合い活動の拡充

品川区は、これまで介護等に関する相談窓口として在宅介護支援センターを整備していましたが、2017（平成29）年6月までに身近な福祉相談の窓口として、全地域センターに支え愛・ほっとステーションを設置し、生活支援コーディネーターを配置しました。第七期においては、地域の支え合いのしくみを充実させ、町会・自治会やNPOなど、関連機関との連携・強化を図り、区民同士の支え合い活動を推進していきます。

また、災害時には在宅介護支援センターや介護保険サービス事業者等と協働して、在宅高齢者等の安否確認を行うしくみを構築します。

- 支え合いのしくみの充実と支え合い活動の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進
- 災害時の支援の充実



支え愛ワークショップ（品川第一）

(3) 見守りのしくみの充実

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居高齢者等が増加しているため、多様な高齢者の生活状況等に合わせた見守りネットワークを構築しています。こうした方々を対象として、相談や助言、話し相手、見守り、関係機関への連絡など人を介した見守りを行う他、必要な人には、センサーや情報通信機器等を活用した24時間体制の緊急通報システム等の利用も推進しています。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りの充実
- 孤立死ゼロの7つの取り組み
- 虐待防止の取り組みの充実



見守りネットワークの訓練

■ プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実

(1) 健康づくり活動への支援

高齢者の8割以上は元気で活動的な生活を送っています。健康づくりを支援する事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指して、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

- 健康づくりを支援する事業の充実
- 健康づくり推進委員事業の推進

(2) 一般介護予防事業の推進

転倒予防、認知症予防、栄養改善等が必要な人を対象に、本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援・介護予防を推進します。終了後は、自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した各予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。



うんどう教室

- 一般介護予防事業の内容の充実
- 一般介護予防事業終了後の自主的な活動の促進
- シルバーセンター・ゆうゆうプラザの介護予防拠点整備

(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

多様化する予防ニーズに対応するため、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスを提供するしくみを強化し、自立支援・重度化予防を推進します。特に通所型サービスについては、住民主体型のサービス基盤を整備していきます。



住民主体による通所型サービス
地域ミニティ

(4) 介護予防マネジメントの強化と生活支援の充実

自立支援高齢者については、住み慣れた家でなるべく長く暮らし続けられるよう、介護予防、見守り、日常生活支援などの支援やサービスを活用した介護予防マネジメントを強化します。

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、老老介護、日中独居高齢者など、生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、生活支援体制整備事業を推進します。

- 介護予防マネジメントの強化
- 利用者の主体性に基づく介護予防の推進
- 生活支援体制整備事業の推進(再掲)

3. 第七期に推進する 7つの推進プロジェクト

■ プロジェクト3. 介護保険サービスの充実

(1) ニーズに合わせた適切なケアマネジメント

在宅の認知症高齢者、中重度者の増加、障害者の高齢化等に伴い、介護期間の長期化や介護者の負担増が懸念されています。本人および家族の意思を尊重しつつ、両者の生活のリズムの違いや生活の質に配慮したケアマネジメントを行い、できる限り在宅生活を継続できるようにします。

- 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進
- 地域密着型サービスの利用の促進
- 市町村特別給付の継続

(2) 成年後見制度の利用促進

2016（平成28）年の成年後見制度の利用の促進に関する法律により、2017（平成29）年から5年以内を目途に具体的な利用の促進措置が講じられる見込みです。品川区は、認知症や障害等により判断能力の衰えた人には、本人の意思尊重、利益保護のために、積極的に成年後見制度の利用を推進しています。これまでの実績やノウハウを活かしながら、さらに、任意後見制度を含めた利用の促進、市民後見人の育成・活動支援の充実に努めます。

- 成年後見制度の利用推進
- 市民後見人の育成・活動支援

(3) 介護保険サービスの充実

地域密着型サービスについて、今後も需要と看護小規模多機能型居宅介護の効果等を検証しながら、引き続き整備を進めていきます。また、在宅サービスは適切なマネジメント強化により、本人・介護者の要望やニーズの多様化にあわせ、内容や提供のしくみの見直しを図り、効果的、効率的なサービス提供体制の整備を推進します。

- 地域密着型サービス(看護小規模多機能型居宅介護等)の基盤整備
- 介護保険サービスの見直し等による効果的、効率的なサービス提供体制の整備

(4) 介護者支援の充実

在宅での介護者の負担増を背景に、虐待や介護離職などが社会問題となっています。後期高齢者の子どもの数は減少しており、子どもとの同居割合も減っています。老老介護、介護と仕事の両立や、一人で複数人を介護したり、子育てのダブルケアの事例など困難な事例が増えているため、介護者の状況にも十分留意した総合的なケアマネジメントを推進します。

- 介護者交流の推進
- 介護者向けの講座や研修事業の充実
- 介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進

■ プロジェクト4. 認知症高齢者を支える施策の推進

(1) 認知症の理解の推進

2015（平成27）年度にスタートした認知症対策プロジェクトの一環として、区民意識調査を実施したところ、「品川区においては認知症に対する偏見がある」と思っている区民が多いことが明らかとなりました。

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気であり、高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれています。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人を支えていきます。

- 『品川“くるみ”認知症ガイド』やアイテムを活用した普及啓発
- 認知症サポーターの養成の推進



(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

認知症は、食事、運動、人との交流等によって予防することができることから、認知症予防に関する普及啓発を進めています。認知症を早期に発見し、相談や診断につなげ、早期に適切な対応をとり、本人や家族が安心して地域で生活できるように、生活、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。

- 認知症初期集中支援事業の実施
- 認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの配置
- 福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実

(3) 認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援

認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効です。第七期においては、身近な場所で気軽に利用できるように、区内全域に認知症カフェを整備する他、認知症に特化した介護者支援施策の充実を図ります。

- 認知症カフェの基盤整備
- 認知症高齢者の介護家族向けの介護者教室、応援講座、研修事業の充実



認知症カフェ

3. 第七期に推進する 7つの推進プロジェクト

■ プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進

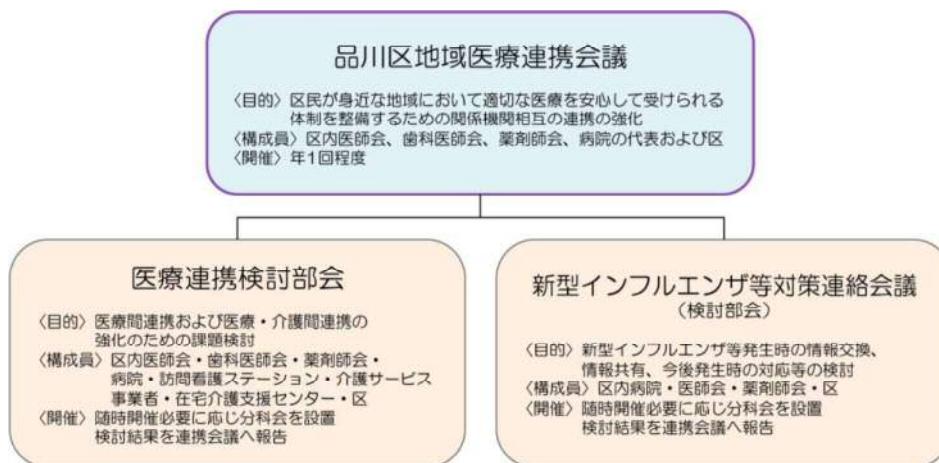
(1) 連携体制の強化

個別事例への支援検討を通じて、地域の共通課題の発見、改善策の検討を行うなど、医療・介護の連携の強化を推進します。第七期には医療と介護の連携相談窓口を設置し、連携体制を強化します。

■ 地域ケア会議体制の充実

■ 医療と介護の連携相談窓口の設置

【医療と介護の連携のための体制】



(2) 多職種連携の顔の見える関係づくり

2015（平成27）年度にスタートした認知症対策プロジェクトの推進を通じて、多職種連携の顔の見える関係が強化され、日常業務における連携にも効果が見られています。2017年度から、医療と介護の情報共有ネットワークシステムを新たに立ち上げ、第七期からデータ分析に基づく介護保険運営、ケアマネジメント、サービス提供等を進めています。

■ 認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進

■ 医療と介護の情報共有体制の構築

(3) 在宅での看取りへの対応

現在は病院での看取りが8割以上ですが、認知症高齢者、中重度者の増加とともに、今後は人生の最終段階を施設や在宅で過ごす人の増加が予想されます。医療・介護が連携して、人生の最終段階における本人・家族の意思決定を支援するケアマネジメントを行うとともに、在宅や施設での療養を選択した場合のサービス提供体制を強化します。

■ 医療職、介護職の看取りに関する研修の実施

■ 看取りを行う介護者支援の充実

■ 頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

■ プロジェクト 6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

(1) 地域密着型サービスの整備

第六期は地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護 1 カ所と認知症高齢者グループホーム 2 カ所の整備を進めてきました。

医療・介護の両方を必要とする高齢者の増加に対応するため、今後は看護小規模多機能型居宅介護の効果等を見極めながら、地域密着型サービスの整備を進めています。

■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備



区立東五反田地域密着型多機能ホーム
(H29.5~)

(2) 介護保険施設の整備

第六期はセーフティネットとしての特別養護老人ホームを 2 カ所整備しました。

第七期では在宅生活継続のための専門的リハビリテーション機能に特化した老人保健施設の開設を予定しています。また、特別養護老人ホーム 1 カ所の開設を計画しています。

■ 需要を考慮した介護保険施設の整備



区立上大崎特別養護老人ホーム
(H29.6~)

(3) サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備

ひとり暮らし高齢者が増加していることから、介護が必要になっても住み続けられる「サービス付き高齢者住宅」の整備を支援します。有料老人ホーム（特定施設）は、引き続き質と量の側面から適切な誘導を図ります。

■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

(4) 施設サービス向上の取り組み

品川区はセーフティネットとして、計画的に区内の施設整備を進めた結果、入所者・入居者数は年々増加しています。入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003（平成 15）年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。

2013（平成 25）年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等の参加もあり、国の介護報酬改定の参考事例となるなど、区内外で注目を集めています。引き続き、サービスの向上に取り組んでいきます。

■ 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

3. 第七期に推進する 7つの推進プロジェクト

■ プロジェクト7. 福祉人材の確保、育成

（1）専門人材の確保、育成

全般的な労働力不足の中、特に看護介護人材は新規採用が困難になっています。多様な人材の確保について、外国人雇用の可能性など国の動向を含め検討し、中長期的な看護介護の専門人材の確保、育成を進めていきます。

特に、品川区では、現任者の就業継続を重視しており、看護介護の専門的な知識やノウハウの提供に加え、対人援助技術に関する研修実施やICTの活用等による、負担の軽減と生産性の向上を支援していきます。また、介護職の介護等を理由とする離職を防止するための支援等を検討していきます。

- 多様な看護介護の専門人材の確保、育成
- 介護職の介護等による離職防止

（2）地域福祉の担い手の確保・育成

家族や地域との関係が希薄化する中、少子高齢化が進んでおり、虐待、孤立化、孤立死など地域においては様々な課題があります。こうした課題解決のためには、地域住民が主体的・積極的に地域活動に参画することが求められています。品川区にはこれまでに培われたたくさんの地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進していきます。

- 地域福祉の担い手の育成と支援
- 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

4. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

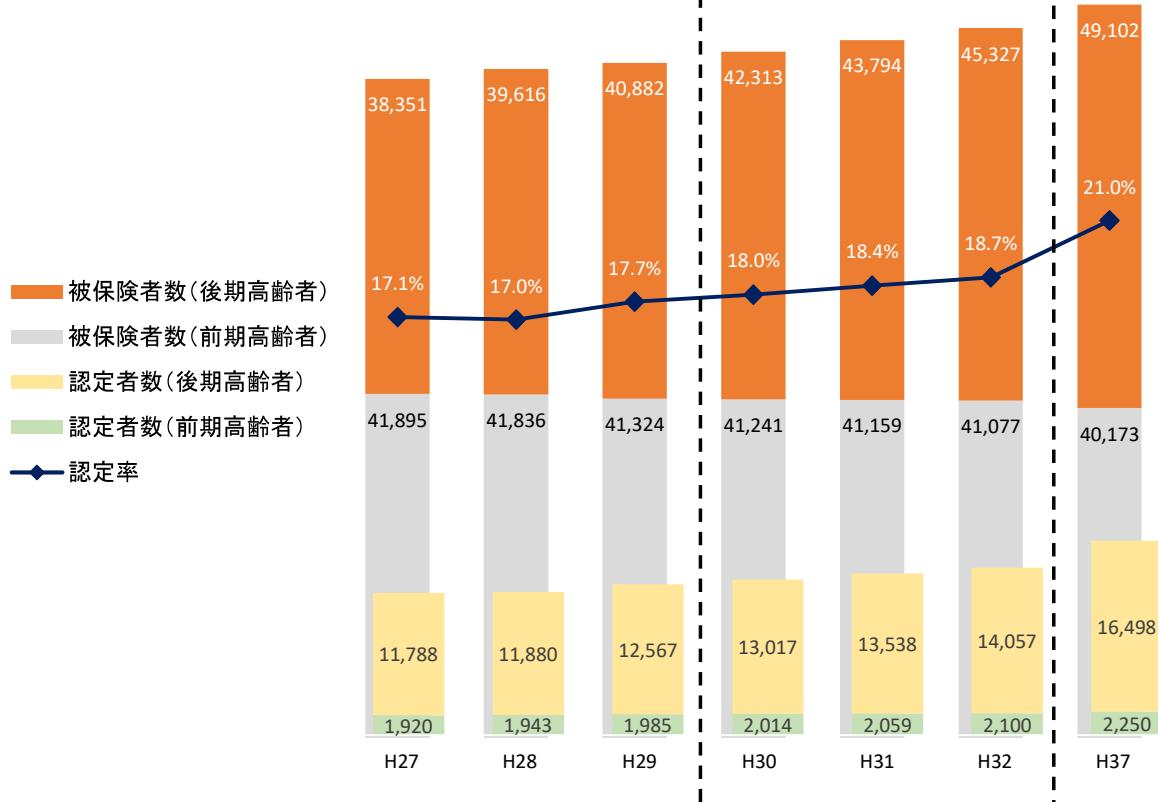
1. 第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み

これまでの実績を踏まえ、第七期および2025（平成37）年度については下表のとおり推計しています。なお、2018（平成30）年度には後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回ると予想され、それに合わせて認定率についても上昇が見込まれます。

■第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者	80,246	81,452	82,206	83,554	84,953	86,403	89,275
前期高齢者	41,895	41,836	41,324	41,241	41,159	41,077	40,173
後期高齢者	38,351	39,616	40,882	42,313	43,794	45,327	49,102
第1号認定者 (認定率)	13,708	13,823	14,552	15,031	15,597	16,157	18,748
前期高齢者	1,920	1,943	1,985	2,014	2,059	2,100	2,250
後期高齢者	11,788	11,880	12,567	13,017	13,538	14,057	16,498

※各年度 10月1日現在



4. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

2. 介護サービス量の推移と今後の見込み

各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などを見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。

なお、各サービスの具体的なサービス量の見込みは下表のとおりです。

■主要な居宅サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
居宅介護支援	4,912	5,126	5,349	5,483	5,620	5,761	6,204
訪問介護	2,428	2,510	2,595	2,647	2,700	2,754	2,922
訪問看護	1,407	1,530	1,664	1,714	1,765	1,813	1,975
居宅療養管理指導	2,650	2,865	3,097	3,190	3,286	3,385	3,699
通所介護・リハビリ	3,021	2,538	2,614	2,666	2,720	2,774	2,944
短期入所	447	486	528	539	566	577	631
特定施設入居者生活介護	1,279	1,323	1,369	1,389	1,410	1,431	1,496
福祉用具貸与・販売	3,289	3,480	3,682	3,774	3,868	3,965	4,270
予防給付							
介護予防支援	1,456	1,488	1,611	1,651	1,693	1,735	1,868
介護予防訪問看護	284	341	409	418	426	435	461
介護予防居宅療養管理指導	281	297	314	323	333	343	375
介護予防通所リハビリ	58	59	65	70	73	77	87
介護予防短期入所	23	21	29	30	31	32	35
介護予防特定施設入居者生活介護	187	176	204	208	212	216	230
介護予防福祉用具貸与・販売	1,057	1,224	1,417	1,453	1,489	1,526	1,644

■主要な地域密着型サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23	29	29	29	30	30	45
夜間対応型訪問介護	86	83	83	83	84	84	100
認知症対応型通所介護	293	282	307	313	319	326	346
小規模多機能型居宅介護	145	142	159	173	178	182	199
看護小規模多機能型居宅介護	6	22	28	51	53	55	80
認知症高齢者グループホーム	221	226	231	233	236	238	260
地域密着型特定施設	47	47	47	49	52	55	81
地域密着型特養ホーム	27	29	29	29	29	29	34
地域密着型通所介護	-	843	855	864	872	881	963

■施設サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
特別養護老人ホーム							
特別養護老人ホーム	938	999	1,086	1,149	1,196	1,210	1,535
介護老人保健施設	617	581	582	642	670	675	684
介護療養型医療施設	192	174	163	160	158	156	124

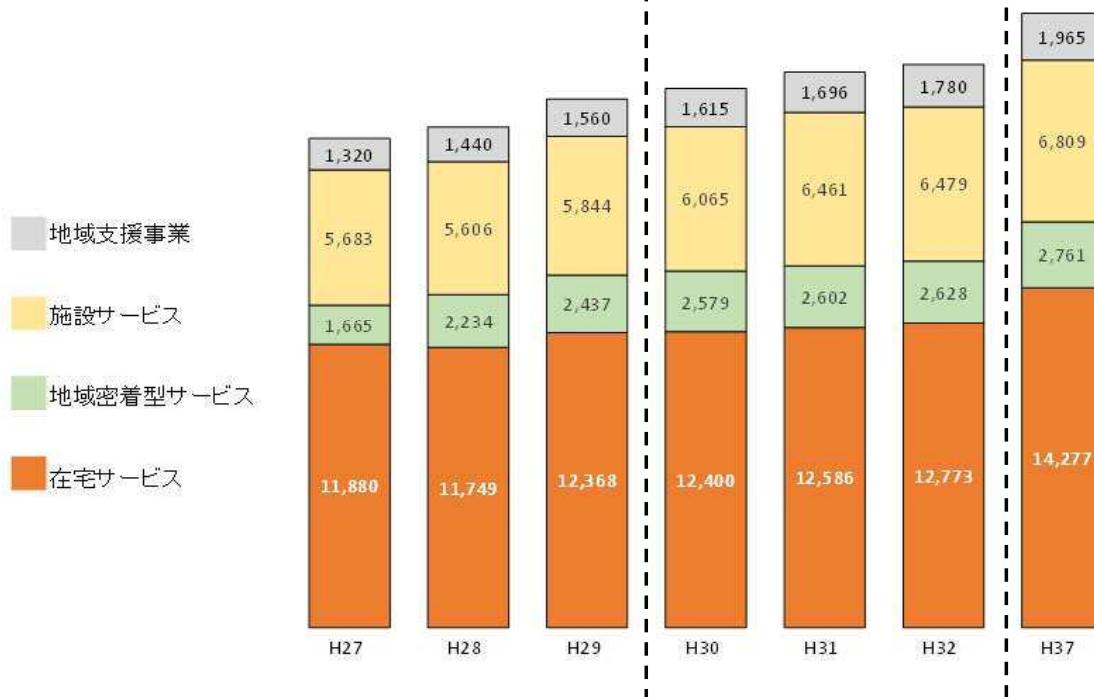
3. 介護にかかる費用（介護保険給付費）の推移と見込み

■保険給付費の実績と見込み（単位：百万円）

サービス量等の見込みから、2018（平成30）年度以降の保険給付費は下表のとおり推計します。

介護保険給付費	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
保険給付費 総額 (対前年比)	20,258 (105%)	20,764 (102%)	21,819 (105%)	22,293 (102%)	22,949 (103%)	23,236 (101%)	25,409 —
1. 在宅サービス 計	11,880	11,749	12,368	12,400	12,586	12,773	14,277
予防給付費	628	565	689	700	711	720	1,074
介護給付費	11,252	11,184	11,679	11,700	11,875	12,053	13,203
2. 市町村特別給付 計	13	13	13	13	13	14	18
3. 地域密着型サービス 計	1,665	2,234	2,437	2,579	2,602	2,628	2,761
予防給付費	6	5	5	5	5	5	5
介護給付費	1,659	2,229	2,432	2,574	2,597	2,623	2,756
4. 施設サービス	5,683	5,606	5,844	6,065	6,461	6,479	6,809
5. その他	1,017	1,162	1,157	1,236	1,287	1,342	1,544
高額介護サービス費等	515	663	679	748	785	825	944
特定入所者サービス費	502	499	478	488	502	517	600
地域支援事業	1,320	1,440	1,560	1,615	1,696	1,780	1,965
合計(保険給付費+地域支援事業)	21,578	22,204	23,379	23,908	24,645	25,016	27,374

■保険給付費の推移（単位：百万円）



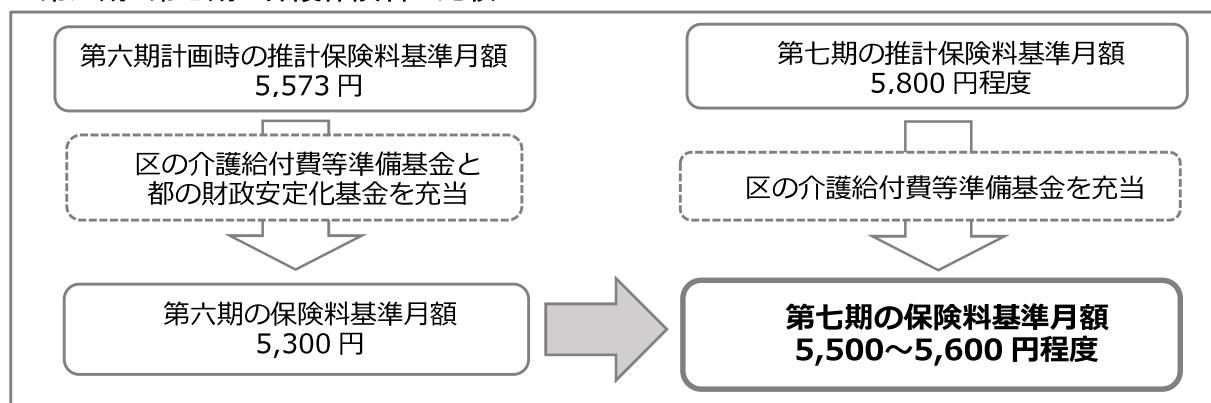
4. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

4. 第1号被保険者の保険料基準と介護給付費準備基金の活用

品川区ではさまざまな介護給付適正化に取り組んでいますが、今後も給付の増加が見込まれています。2018～2020（平成30～32）年度の3年間に見込まれる介護保険給付費の推計から、第七期における保険料基準額は、月額5,800円程度と推計されます。

第七期に実際にご負担をいただく保険料基準額は、区の介護給付等準備基金を充当し、月額5,500円から5,600円程度を見込んでいます。なお、介護給付費等準備基金の取り崩し後の残金は、大規模災害やその他の不測の事態にも給付を円滑に行うことができるよう準備基金として留保します。

■第六期と第七期の介護保険料の比較



■介護保険料の推移

	第四期	第五期	第六期	第七期	第九期(H37)
品川区	3,900円	4,700円	5,300円	5,500～5,600円	6,500～7,500円
全国平均	4,160円	4,972円	5,514円	-	-
23区平均	4,105円	5,133円	5,538円	-	-

5. 介護保険にかかる事業費の財源内訳

保険給付費は、区、国、東京都の負担する公費と保険料により賄われます。第七期では保険料の負担割合がそれぞれ次のとおり変更になります（第1号被保険者（65歳以上）の保険料は第六期までの22%から23%に、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は28%から27%）。

また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。

■居宅サービスにかかる費用負担の割合

公費	国負担 25%（うち調整交付金5%）	東京都負担 12.5%	品川区負担 12.5%
保険料	第1号被保険者の保険料 23%	第2号被保険者の保険料 27%	

*介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となる。

*地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国38%、都19.5%、区19.5%、第1号被保険者の保険料23%となる。

6. 第1号被保険者の保険料基準額と品川区独自の保険料軽減措置

保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第六期と同様に14段階とし、各段階の料率も見直して負担の公平化を図ります。また、低所得者層の負担軽減を図るため、要件を満たした方の保険料について、区独自で軽減する措置を設けています。

■第七期介護保険料について(第六期との比較)

第六期(H27～H29)				第七期(H30～H32)			
段階	対象者	保険料率	月額	段階	対象者	保険料率	月額
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	2,120円	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	2,200～2,240円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.40	2,120円	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.40	2,200～2,240円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える120万円以下の人	0.55	2,915円	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える120万円以下の人	0.55	3,025～3,080円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	3,710円	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	3,850～3,920円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	4,505円	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	4,675～4,760円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,300円	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,500～5,600円
7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.05	5,565円	7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.05	5,775～5,880円
8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	1.20	6,360円	8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	1.20	6,600～6,720円
9	区民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	1.40	7,420円	9	区民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	1.40	7,700～7,840円
10	区民税課税かつ合計所得金額290万円以上500万円未満	1.65	8,745円	10	区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満	1.65	9,075～9,240円
11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満	1.95	10,335円	11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満	1.95	10,725～10,920円
12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満	2.15	11,395円	12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満	2.15	11,825～12,040円
13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満	2.35	12,455円	13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満	2.35	12,925～13,160円
14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上	2.80	14,840円	14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上	2.80	15,400～15,680円

第七期品川区介護保険事業計画
(いきいき計画21) 骨子案

2018(平成30)年1月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL 03-5742-6728(直通)

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

第七期品川区介護保険事業計画骨子案について ～ご意見をお寄せください～

○第七期品川区介護保険事業計画骨子案について、ご意見を募集します。

○ご意見は平成30年1月31日（水）までにお寄せください。

○個人情報（住所・氏名等）は一切公表いたしません。また、ご意見は計画策定の検討のみに使用し、今後、品川区介護保険制度推進委員会等での貴重な検討資料として参考・活用させていただきます。

【意見募集の方法はメールかFAX、返信用はがき、またご持参いただくこともできます。】

○この骨子案は品川区のホームページに掲載しており、ホームページ上からご意見をお寄せいただくことができます。（<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>）

＜ご意見等の送付先＞

品川区福祉部 高齢者福祉課 支援調整係

〒140-8715 品川区広町2-1-36 FAX：03-5742-6881

＜FAXの場合＞ このページの下段をご記入のうえ、本紙を送信してください

＜はがきの場合＞ 下のはがきを切り取り、切手を貼らずに投函してください

○右のご意見欄と下のおなまえ、年齢、ご住所を記入のうえ、このページをそのままFAXしてください。
送信票などは必要ありません。

＜送信先FAX番号＞

03-5742-6881

品川区高齢者福祉課支援調整係 行

おなまえ

年齢 歳

ご住所

計画骨子案についてのご意見等をお書きください

ありがとうございました。

郵便はがき

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成30年3月
31日まで有効

1 4 0 8 7 4 5
0 5 7

<受取人>

品川区広町2-1-36

品川区役所 高齢者福祉課

支援調整係 行

ご住所

おなまえ

(年齢)